

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案					現行				
<p>付則 1～3〔略〕 （多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料の特例）</p> <p>4 令和7年12月1日から令和8年5月31日までの間、多機能端末機（別表 1 区民関係の部2の項に規定する多機能端末機をいう。）による戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書、住民票又は戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、特別区民税・都民税・森林環境税課税証明書及び特別区民税・都民税・森林環境税非課税証明書の交付に係る手数料の額についての同項並びに同部9の項、10の項、12の項及び14の項の規定の適用については、同部2の項中「350円」とあるのは「10円」と、同部9の項、10の項、12の項及び14の項中「200円」とあるのは「10円」とする。</p>					<p>付則 1～3〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>				
別表					別表				
1 区民関係					1 区民関係				
番号	事務	名称	額	徴収時期	番号	事務	名称	額	徴収時期
1 ～ 1 4	〔略〕				1 ～ 1 4	〔略〕			
1 5	国民健康保険に係る事務に関する証明書の交付	国民健康保険被保険者の資格に関する証明書の交付手数料	1件につき 300円	交付のとき。	〔同左〕		国民健康保険一般被保険者・退職被保険者等に関する証明書の交付手数料	〔同左〕	〔同左〕
		国民健康保険料の納付に関する証明書の交付手数料	1件につき 300円		1 5		〔同左〕		
		区に納付した保険給付返還金の金額に関する	1件につき 300円				〔同左〕		

	証明書の 交付 手数料				
1 6 ~ 2 6	[略]				
備考					
1~4	[略]				
2・3	[略]				

付 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。ただし、別表 1 区民関係の部15の項の改正規定は、公布の日から施行する。